

伊賀市

自治基本条例を改正しました

◆伊賀市自治基本条例とは？

自治基本条例は、自治の担い手である市民・議会・行政それぞれの役割や責務、情報の共有、市民参加などを定めた、伊賀市の自治の基本方針となる条例です。

◆どうやってできたの？

独自の自治が地方にも求められてきた中、伊賀地域



では、市町村合併前の平成14年から、市民を中心に独自の自治の実現に向けた検討が行われ、平成14年の「新市将来構想」、平成15年の「新市建設計画」に盛り込まれた自治のしくみを担保し、市民が主役となった自治を実現するため、合併直後の平成16年12月の議会で「伊賀市自治基本条例」が可決され、同年12月24日に公布・施行されました。

◆伊賀市自治基本条例の特徴は？

特徴は？

自治基本条例は、第4章で伊賀流自治のしくみとして「住民自治協議

会」の設置や要件、行政による人的・財政的支援などを掲げています。

◆どんな内容を改正したの？

自治基本条例の改正は、平成18年から改正案の検討を開始し、市民委員、学識経験者などによる伊賀市自治基本条例推進研究会や庁内会議で検討を進め、パブリックコメントを募集したり、地域説明会を開催したりして、市民の皆さんの意見を反映できるように取り組んできました。

●今回の主な改正点

- ①第2章「情報の共有」では、条の構成を整理し、市の責務の新設や市民の知る権利を明確にしました。
- ②第3章「市民の参加」では、総合計画をはじめとした重要な計画や条例の制定における市民の参加、市の責務について、より実効性を高めるための修正を行いました。



③第6章「行政の役割と責務」では、市または市長の責務の整理や、行政

が一体的な機能が発揮できるように、修正しました。

※改正条例の詳細は、市ホームページで公開しているほか、今後、条例の冊子を各戸配布します。

◆今後の展開は？

自治基本条例については、広く市民の皆さんにご理解いただけるよう、改めて普及・啓発に努めます。

また、改正後4年をめぐりに見直しを行うことになっていますが、社会情勢や法律の改正などに応じて、適宜見直し作業を行います。

※パブリックコメントなどで提案していただきました住民自治協議会の役割と責務を規定した第26条の2（住民自治協議会の役割と責務）については、市議会での審議において、さらに検討することが必要であると判断され、今回の改正案から削除されたため、新設はしていません。

【問い合わせ】 企画課

☎ 22・9620 FAX 22・96208

伊賀市市民憲章は、伊賀地区市町村合併協議会で承認され、伊賀市が発足した平成16年11月1日に告示したもので、自治基本条例「自治の基本方針（第4条）」とともに、自治についての考え方を掲げています。

≪伊賀市市民憲章≫

私たちが市民は、次の6つの原則により自治を進め、ひとが輝く地域が輝く。伊賀市のまちづくりの実現を目指し、この憲章を定めます。

- 一、まちづくりに関する情報をみんなで共有します。
(情報の共有)
- 一、まちづくりには、みんなが参加できるようにします。
(市民の参加)
- 一、まちづくりは、みんなで作ります。
た計画に基づき実施します。
(計画的実施)
- 一、まちづくりは、まず自らが行い、さらに地域内で助け合って進めます。
(自治の補完)
- 一、まちづくりは、互いに連携・協力しながら進めます。
(主体の協働)
- 一、まちづくりの実施を評価し、次の活動に活かします。
(結果の評価)